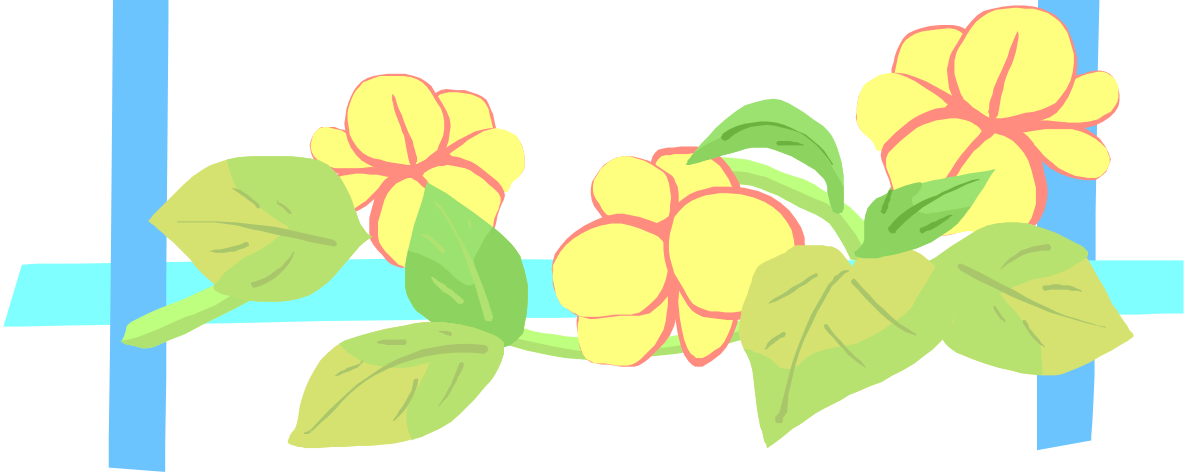


第3章 基本理念と基本目標

第1節 基本理念 19
第2節 基本目標 19



第1節 基本理念

国の「子ども・若者ビジョン」においては、次の5つの理念を掲げています。

- 1 子ども・若者の最善の利益を尊重
- 2 子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー
- 3 自己を確立し社会の能動的形成者となるための支援
- 4 子ども・若者一人一人の状況に応じた総合的な支援を、社会全体で重層的に実施
- 5 大人社会の在り方の見直し

本市では、この5つの理念を踏まえながら、子ども・若者の自立を支援し、活躍できるまちづくりを目指すという決意を込めて、基本理念を次のとおりとします。

多くの主体^(※)が連携・協力して「子ども・若者」一人ひとりに寄り添い、すべての「子ども・若者」が健やかに育ち、自立し、活躍できるまち“もりおか”を目指します。

また、この基本理念の実現を目指すためのスローガンを

未来へのかけ橋“子ども・若者”を みんなで支え、育てるまち“もりおか”

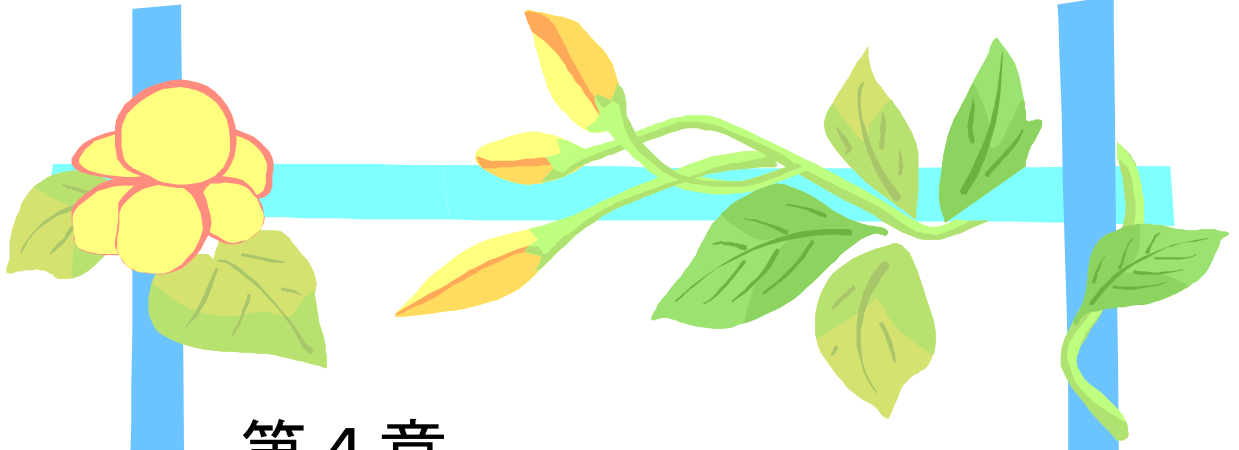
とします。

第2節 基本目標

基本理念の実現に向け、3つの基本目標を掲げて計画を推進します。

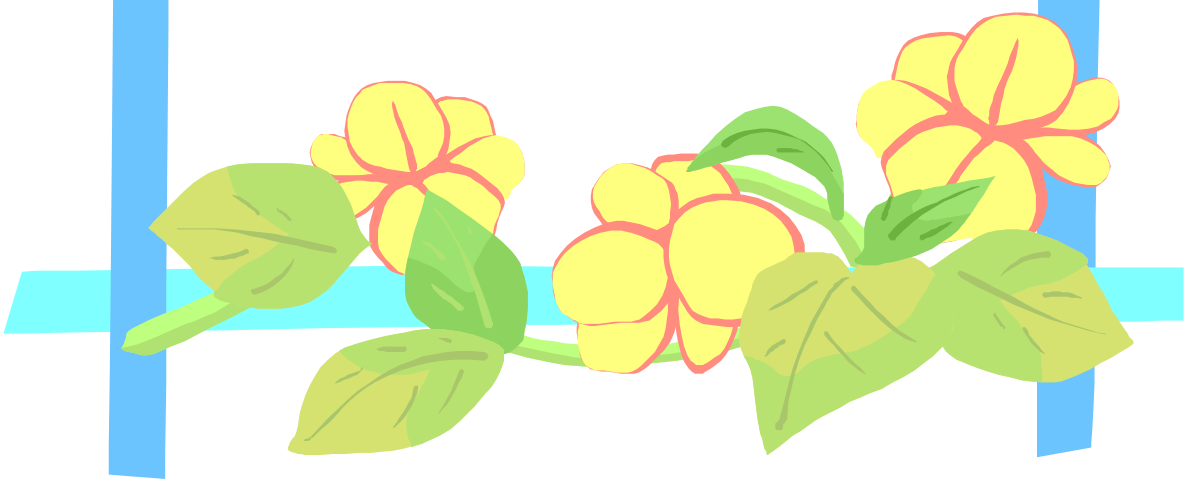
- | | | |
|-------|-----------------------------------|--------|
| 基本目標1 | すべての子ども・若者の活躍を支援します | 【活躍支援】 |
| 基本目標2 | 困難を有する子ども・若者の自立を目指します | 【自立支援】 |
| 基本目標3 | 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支える
環境を整えます | 【環境整備】 |

(※) 「多くの主体」とは、子ども・若者自身、学校、地域、家庭、行政、企業、NPOなど子ども・若者に関わる全てをいう。



第4章 施策の展開

第1節 施策の体系・・・・・・・・・・・・・21
第2節 基本目標の達成に向けた施策の展開・・・・・22



第1節 施策の体系

第3章で掲げた3つの基本目標を達成するため、次の体系のもとで施策の展開を図っていくこととします。

基本目標	基本施策	施策の方向性	
1 すべての子ども・若者の活躍を支援します 【活躍支援】	(1) 子ども・若者の自己形成支援	ア 日常生活能力の習得	
		イ 多様な活動機会の提供	
		ウ 学力・体力・情報活用能力の向上	
	(2) 子ども・若者の社会参加支援	ア 社会形成への参画支援	
		イ 社会参加の促進	
		ウ 国際交流・国際理解の促進	
	(3) 子ども・若者の健康と安心の確保	ア 健康の確保・増進	
		イ 相談体制の充実	
	(4) 若者の就労支援	ア 就業能力・意欲の向上	
		イ 就労等支援の充実	
	2 困難を有する子ども・若者の自立を目指します 【自立支援】	(1) 困難な状況ごとの取組	ア ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援
			イ 障がいのある子ども・若者への支援
ウ 非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援			
エ 子どもの貧困問題への対応			
オ 特に配慮が必要な子ども・若者への支援			
(2) 子ども・若者の被害防止・保護		ア 児童虐待防止対策	
		イ 子ども・若者の福祉を害する犯罪対策	
		ウ いじめ被害、自殺対策	
		エ 虐待、犯罪被害者対策	
3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境を整えます 【環境整備】	(1) 社会全体で支える環境の整備	ア 家庭、学校及び地域の連携強化	
		イ 多様な主体による取組の推進	
		ウ 地域における多様な担い手の育成	
		エ 子育て支援等の充実	
		オ 子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応	
	(2) 大人社会のあり方の見直し	ア ワーク・ライフ・バランスの実現	
		イ 人権意識の向上	

第2節 基本目標の達成に向けた施策の展開

基本目標1 すべての子ども・若者の活躍を支援します【活躍支援】

【基本施策】

(1) 子ども・若者の自己形成支援

子ども・若者の成長過程において、基本的な生活習慣を身に付け、自己肯定感を育み、他者とのコミュニケーションを図りながら、課題解決していく体験はとても大切です。

また、社会生活を営む上で規範意識の醸成も重要です。子ども・若者が自己を確立し、自分らしく生きられるよう自己形成を支援します。

《施策の方向性》

ア 日常生活能力の習得

- 基本的な生活習慣の形成
 - ・ 早寝早起きなど規則正しい習慣を身に付けて、十分な睡眠をとることは、子ども・若者の健全育成に不可欠であることから、家庭と学校が連携し、子ども・若者の基本的な生活習慣を身に付ける取組を推進します。
 - ・ 盛岡市第二次食育推進計画（2013（平成25）年度～2017（平成29）年度）に基づき、乳児期・幼児期・小学生・中学生等ライフステージに応じた食育の取組を、家庭・学校・地域等とともに推進します。
- コミュニケーション能力や規範意識等の向上
 - ・ 大人の規範意識の希薄化により、家庭での規範意識の伝達が不十分であると言われています。
子ども・若者が社会生活を営む上で必要なマナーやルールを身につけるために、家庭、学校、地域が一体となって非行防止などの取組を推進します。
 - ・ 社会性を育てる発表や討論などの学習機会を増やし、道徳教育の充実を図ります。
 - ・ 集団宿泊体験等の活動を通じて、規範意識を高め、コミュニケーション能力の向上を図ります。

イ 多様な活動機会の提供

- 地域での多様な活動
 - ・ 環境学習，自然体験，集団宿泊体験，ボランティア，スポーツ，芸術・伝統文化など様々な活動の機会を提供します。
 - ・ 世代間・地域間交流等の多様な活動の機会を提供します。
 - ・ 農林漁業体験等を行う活動を推進するとともに，家族ぐるみの交流や子ども団体，修学旅行受入れ等を推進します。

- 生涯学習への対応
 - ・ 生涯にわたり学ぶ意欲を持ち続けられるよう，多様なニーズ及び少子高齢社会や地域環境等の現代社会の課題に対応する学習機会を提供し充実を図ります。
 - ・ 女性は，結婚や出産等で離職や非正規雇用となる場合があるなど，安定した雇用が得にくいことから，特に職業的スキルを習得するための学習機会の充実を図ります。

- 読書活動の推進
 - ・ 子ども・若者が，読書を通じて感性を磨き，表現力を高め，創造力を豊かにするよう読書活動のさらなる推進に努めます。

ウ 学力・体力・情報活用能力の向上

- 基礎学力の確立
 - ・ 小中学校段階において，基礎学力を身につけるため，どの子にもわかる授業の実践に努めます。

- 体力の向上
 - ・ 体育の授業や校外スポーツ活動により，体力を向上させ，健康の保持・増進を図ります。
また，心身の健全な発達，精神的な充足感の獲得，コミュニケーション能力の向上などスポーツの持つ機能・役割を多面的に活用した取組を推進します。

- 学校教育における情報化の推進
 - ・ 情報通信技術を活用して，子ども同士が教え合い学び合うなど，双方向でわかりやすい授業の実現に努めます。
 - ・ 児童生徒の情報活用能力の向上が図られるよう環境を整えます。

○ 学校・地域の連携

- ・ 「児童・生徒，家庭，学校，地域社会，行政の五者が連携を図り，それぞれの役割と責任を明確にしながら，地域の子どもは地域で育てる」教育振興運動を推進します。
- ・ 身近でスポーツに取り組むことができるように，地域のスポーツ活動の拠点となる学校体育施設を開放します。

【基本施策】

(2) 子ども・若者の社会参加支援

子ども・若者が、社会の一員として社会形成への参画や、地域活動、ボランティア活動、国際交流活動などに参加することは、自己形成や国際的視野の醸成に資するだけでなく、社会全体の活性化にもつながることから、必要な教育の推進や参加機会の確保などの支援を行います。

《施策の方向性》

ア 社会形成への参画支援

- 社会形成・社会参加に関する教育の推進
 - ・ 社会の一員として自立し、社会に積極的に参加するために必要な教育（情報教育、国際理解教育、消費者教育等）を推進します。
 - ・ 新しい門出を祝福するとともに、社会の一員であることの自覚を喚起し社会への参画意識を高めるため、成人のつどいを開催します。

- 子ども・若者の意見表明機会の確保
 - ・ 政策形成過程への参画促進のため、ワークショップなど様々な機会の活用、インターネット等を活用した意見の公募等により、子ども・若者の意見表明機会を確保します。
 - ・ 子ども・若者育成支援施策や世代間合意が不可欠である分野の施策については、若者が参画しやすい機会を創出します。

イ 社会参加の促進

- ボランティアなど社会参加活動の推進
 - ・ ボランティア活動を通じて市民性・社会性を育み、また、地域の一員として地域活動への参画を促すため、参加機会の拡充などの支援を行います。

ウ 国際交流・国際理解の促進

○ 国際交流活動の推進

- ・ 若者の国際理解や国際的視野の醸成，日本人としてのアイデンティティの確立を図るため，海外の青少年の招へい・派遣等を通じた国際交流機会の提供を行います。
- ・ 姉妹都市との教育や文化，スポーツ等の交流を通じて，市民主体の国際交流活動を推進します。

○ 国際理解教育の推進

- ・ 外国籍市民や留学生との交流を図り，異文化体験の機会の提供を行います。
- ・ 中学生及び教員の海外派遣，短期留学生の受入れを推進し，海外での生活や留学生との交流を通して，国際理解教育の推進に努めます。

【基本施策】

(3) 子ども・若者の健康と安心の確保

妊娠・出産に始まり、心身ともに急速な発達をする乳幼児期、子どもから大人へ変化する思春期、社会的自立を遂げる青年期まで、すべての子ども・若者が健康と安心を確保できる多面的な施策に取り組みます。

《施策の方向性》

ア 健康の確保・増進

- 小児医療の充実
 - ・ 安全で安心な妊娠・出産の確保や小児医療の充実等のための施策を推進します。
- 思春期特有の課題への対応
 - ・ 性に関する知識を習得することで、望まない妊娠や性感染症を未然に防ぎます。また、援助交際などの買春や児童ポルノの被害にあわないよう予防啓発を行います。
 - ・ 未成年者の喫煙及び飲酒をなくし、人工妊娠中絶の実施率や性感染症罹患率及び女性の思春期やせ症の発生頻度を減少させるなど、各種の取組を推進します。
- 健康教育の推進
 - ・ 心の健康に関する知識、薬物乱用に関する知識について、専門家の協力も得ながら健康教育の充実と推進を図ります。

イ 相談体制の充実

- 学校における相談体制の充実
 - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用など相談体制の充実を図ります。
- 地域における相談、医療機関への対応
 - ・ 地域において、子どもの発育・発達や心の健康問題、薬物乱用、性、感染症等に関する相談体制の充実や、医療機関との連携を図ります。

○ 行政における相談の実施

- ・ 母子の支援として「ママの安心テレホン」や「子育て相談」、児童虐待等の相談を受ける「家庭児童相談」、教育に関する相談を受ける「子ども教育相談」、少年の悩みに対応する「少年相談」等、状況に応じた専門的な相談を実施します。
- ・ 複合的な困難を有する子ども・若者やその保護者等からの相談に応じ、行政機関と民間支援団体のネットワークを活用し、自立に向けた支援を実施できる相談拠点の構築を目指します。

【基本施策】

(4) 若者の就労支援

子ども・若者が成長過程の適切な時期に、勤労観・職業観を養うとともに、低学力、マナーの欠如、経済的困難など就労を阻害する要因を取り除き、支援することが必要です。

若者の就労支援は、若者が自立する基本であるだけでなく、社会の活力を維持する上でも極めて重要です。

《施策の方向性》

ア 就業能力・意欲の向上

- 職業的自立に必要な能力の形成
 - ・ 経済的に自立していくことの重要性について学ぶため、企業等と連携・協力しつつ、発達段階に応じたキャリア教育等を推進します。
- 能力開発
 - ・ 就職を支援するため、就職を希望する学生・生徒が、在学中に事業所で就業体験を行うことにより、働くことの意義や職業に就いて自立することの大切さ、働くことの喜びなど職業に関する理解を深め、主体的に職業選択ができる能力の育成を図るとともに、就職後の職業への適応力を高めるためのインターンシップを効果的に活用します。

イ 就労等支援の充実

- 高校生等に対する就職支援
 - ・ 就職を希望する高校生に対し、働くことの意義や職業に就いて自立することの大切さ、働くことの喜びなど職業に関する理解を深めるとともに、就職に役立つ能力を高めるための研修を行う「高校生スキルアップ事業」の実施や、盛岡公共職業安定所等との共催による「もりおか高校生就職面接会」を開催し、高校生から職業人への円滑な移行を支援します。
- 大学生等に対する就職支援等
 - ・ 就職を希望する者に対して、盛岡公共職業安定所等との共催による「もりおか就職面接会」を開催するほか、若者の仕事・就職をサポートする「ジョブカフェいわて」との連携を図ります。

○ 職業的自立に向けての支援

- ・ もりおか若者サポートステーションにおいて、ニート（若年無業者）を中心に一人ひとりの課題に応じて、職業相談・職業紹介から職業定着に至るまでの一貫した支援を行います。
- ・ 就職に結びつけるため、若者を一定期間試用雇用し、その後常用雇用への移行を図るトライアル雇用制度等、就労に関する制度の周知を図ります。
- ・ 盛岡公共職業安定所との連携や企業への働きかけを実施します。

○ 起業支援

- ・ 「盛岡市産業支援センター」，「もりおか女性センター」，「盛岡市産学官連携研究センター」を活用し，市内で事業を営んだり起業しようとする若者を支援します。

【成果指標】市の施策により直接的に成果の向上を目指す指標

成果指標	単位	現状 (H25)	目標 (H36)	方向	方法
朝食をとっている小学5年生の割合	%	96.7 (H26)	96.7	→	庁内調査
朝食をとっている中学2年生の割合	%	95.5 (H26)	95.5	→	庁内調査
小学校での走力や敏捷性を高めるトレーニング（SAQトレーニング）実施小学校数	校	21	44	↗	庁内調査
教育振興運動地区別集会及び実践発表大会参加者数	人	2,784	2,800	→	庁内調査
「ママの安心テレホン」「子育て相談」相談者延べ人数	人	2,403	2,500	→	庁内調査
もりおか就職面接会参加人数	人	208	208	→	庁内調査

【参考指標】市の施策により直接的に成果の向上を目指すことはできないが、進捗状況の目安となる指標

参考指標	単位	現状 (H25)	目標 (H36)	方向	方法
消費者講座受講人数	人	9,041		→	庁内調査
盛岡市ボランティア連絡協議会加盟団体数	団体	199		↗	市社会福祉協議会
高校生ボランティアスクール参加者数	人	199		↗	市社会福祉協議会

基本目標 2

困難を有する子ども・若者の自立を目指します【自立支援】

【基本施策】

(1) 困難な状況ごとの取組

子ども・若者が有する困難は多岐にわたり、その程度は一人ひとり異なっています。また、複合的な困難を有する場合、様々な分野が連携した支援が必要です。

行政機関や民間の支援団体など多分野にわたる社会資源を活用しながら、困難を有する子ども・若者に対する支援体制の確立を目指します。

※困難な状況とは

ニート（若年無業者）、ひきこもり、不登校、高等学校中途退学、障がい（身体・知的・精神）、発達障がい、非行、犯罪、薬物乱用、犯罪被害、犯罪加害者の更生、いじめ、暴力（身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、性的虐待、デートDV（交際相手からの暴力）、ストーカー、性暴力等）、貧困、ひとり親家庭、売春、買春、児童ポルノ、自傷行為、自殺念慮、自殺企図、摂食障害、望まない妊娠、家出など

《施策の方向性》

ア ニート、ひきこもり、不登校等の子ども・若者への支援

○ 地域において支援するための取組

- ・ 修学及び就業のいずれもしていないなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、行政と民間支援団体がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かし、発達段階に応じた支援を実施します。
- ・ 困難を有する子ども・若者に対し、必要な相談、助言又は指導を行う体制を整えます。
- ・ 困難を有する子ども・若者の支援に携わる人材の育成と資質の向上を図る研修を実施します。
- ・ 社会性を育むため、体験活動に継続的に取り組む機会を提供します。
- ・ 地域における早期発見、早期支援を目指します。

○ ニート等の若者への支援

- ・ ニート（若年無業者）等の若者に対して、各人の置かれた状況に応じて、行政と民間支援団体のネットワークを活用し、多様な就労支援メニューを提供する「もりおか若者サポートステーション」等で職業的自立支援を推進します。

-
- ひきこもりへの支援
 - ・ 町内会や民生委員・児童委員等，地域を知る方々の協力を得ながら早期発見に努め，早期支援につなげます。
 - ・ 行政と民間支援団体のネットワークを活用し，相談・支援を行います。また，支援方法の検討や支援に関する情報を共有するため，岩手県ひきこもり支援センターとの連携を図ります。

 - 不登校の子ども・若者への支援
 - ・ 不登校の未然防止，早期発見・早期対応につながる効果的な取組や，関係機関等と連携した取組を促進します。
 - ・ 学校内外における相談体制の整備を進めます。
 - ・ 適応指導教室「ひろばモリーオ」において，学校への復帰につながる適応力を高め，自立の心を育てる支援を実施します。

 - 心の問題への対応
 - ・ 専門機関等における相談の充実，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用など学校における相談体制の充実を図るとともに，地域の人材を活用した支援を行います。

 - 高等学校中途退学者等への支援
 - ・ 高等学校中途退学者等がニート（若年無業者）となることを防ぐため，もりおか若者サポートステーション，高等学校等と連携し，就学，職業訓練，就労等の支援を行います。

イ 障がいのある子ども・若者への支援

- 障がい（身体，知的，精神）のある子ども・若者への支援
 - ・ 盛岡市障がい者福祉計画及び盛岡市障がい福祉実施計画に基づき，障がいのある子ども・若者の自立や社会参加に向けた主体的な取組を行い，適切な指導及び必要な支援を実施します。
 - ・ 障がいのある子ども・若者が，身近な地域で安心して生活できるよう在宅サービスや放課後支援の充実を図るなど，障がいの特性に配慮した適切な支援が提供されるよう取り組みます。

-
- 発達障がいのある子ども・若者への支援
 - ・ 医療，保健，福祉，教育関係機関等の連携が重要であることから，市保健所や岩手県発達障がい者支援センター等と連携を図りながら支援します。
 - ・ 健康診査等を通じた早期発見に努めるほか，適切な相談・指導の実施を推進します。
 - ・ 発達に気になる段階からの支援や，学校等において，発達の段階に応じた適切な指導等を行います。
 - ・ 発達障がいについての啓発や情報提供等の充実を図ります。

 - 障がい者に対する就労支援等
 - ・ 障がい者雇用の促進を図るため，就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を目指します。
 - ・ 学校において，産業界や労働関係機関との連携の下，就業体験の機会を積極的に設けるなどして職業教育の充実を目指します。
 - ・ 障がい者が，企業等で働く機会を増やすため福祉的就労から一般雇用への移行促進を図ります。

ウ 非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援

- 非行防止，相談活動等
 - ・ 少年非行等の未然防止，早期発見・早期対応につながる効果的な取組，地域の人々と連携した多様な活動を行います。
 - ・ 様々な悩みを持つ少年やその家族等に対し適切な助言，支援等を行うため，学校や市少年センターの相談を活用するとともに，地域や学校，関係機関が連携しながら対応します。
 - ・ 非行や犯罪を防止するため，関係機関が連携して街頭巡回活動を行います。

- 薬物乱用防止
 - ・ 子ども・若者による薬物乱用の防止対策については，学校や市保健所等における薬物乱用防止教室の開催や啓発の強化など，薬物乱用防止に資する教育，広報啓発活動の一層の強化を図ります。
 - ・ 相談窓口の周知や関係機関の連携強化，地域における薬物等依存症対策の推進など，子ども・若者を含めた薬物依存者及びその家族への支援の充実に努め，再乱用防止のための取組を推進します。

-
- 更生保護、自立・立ち直り支援
 - ・ 社会を明るくする運動等を通じて、更生保護に携わる保護司等と連携を取りながら、地域における支援を推進します。
 - ・ 罪を犯した少年が学校へ円滑に復帰できるよう、学校は保護司等と連携を取りながら、少年の立ち直りを支援します。

 - いじめ・暴力対策
 - ・ 「盛岡市いじめ防止等のための基本方針」に基づき、対策を実施します。
 - ・ 問題行動を起こす児童生徒への指導や事件を起こした少年に対し適切に対応し、再発防止を図るとともに、未然防止、早期発見・早期対応につながるよう取組等を促進します。
 - ・ 少年相談、子ども教育相談等による相談を実施します。

エ 子どもの貧困問題への対応

- 経済的困難を抱える家庭等への支援
 - ・ すべての子ども・若者が経済的理由により希望する教育機会を断念することがないように、就学援助の促進等を図ります。
 - ・ 生活保護受給者に対し、就労による経済的自立を支援するとともに、受給者の子どもに対し学習支援等を行います。

 - ひとり親家庭への支援
 - ・ 子育てと就業の両立のため、疾病その他の理由により日常生活などに支障がある家庭への家庭生活支援員の派遣などを行い、必要な介護および乳幼児の保育などを行う「ひとり親家庭等日常生活支援事業」や、児童扶養手当の受給者が自立した生活を送るための「母子・父子自立支援プログラム策定事業」等、ひとり親家庭を支援する事業を実施します。
 - ・ ひとり親家庭の親に対する一貫した就業に関する情報提供や、就業に向けた講座を実施します。

 - 世代を超えた貧困の連鎖の防止
 - ・ 貧困が世代を超えて継承されることがないように、自立の前提となる子どもの学びを支援します。学校、保育所等の公的施設を活用して、子ども一人ひとりに対して教育や福祉関係者、地域のボランティアなどが連携し、生活面での支援、学習面での支援、家庭への支援などを行う取組について検討します。
-

オ 特に配慮が必要な子ども・若者への支援

○ 非行少年の立ち直り支援

- ・ 関係機関，学校，民間協力者，地域の人々等が連携して行う居場所づくりを始めとした立ち直り支援を検討します。

○ 外国人の子どもの教育の充実等

- ・ 定住外国人の子どもが，円滑に公立学校等へ入学できるよう就学支援を行います。

○ 性同一性障害等への支援

- ・ L G B Tなど性的少数者であることを理由に，困難な状況に置かれている子ども・若者に対する偏見・差別をなくし，多様な性のあり方について理解を深めるための啓発に努めます。

※L G B Tとは，レズビアン(女性同性愛者)，ゲイ(男性同性愛者)，バイセクシュアル(両性愛者)，トランスジェンダー(性同一性障害者など心と体の性が一致しない人)の頭文字をとった性的少数者を表す言葉

○ 10代の親への支援

- ・ 10代で親になる者に対し，学業や就業の継続支援，出産や子育ての知識や経験の不足に対する相談など，支援を実施します。

【基本施策】

(2) 子ども・若者の被害防止・保護

重大な社会問題となっている児童虐待やいじめ等の被害を防止するとともに、被害が発生した場合には、関係機関・団体等が連携して早急に状況を把握し、保護する措置を講ずることにより、子ども・若者の命を守ります。

《施策の方向性》

ア 児童虐待防止対策

- 相談体制の充実
 - ・ 早期発見, 早期対応, 再発防止のため, 児童虐待に対する相談体制の充実を図ります。
 - ・ 児童虐待の発生予防のため, 地域における子育て支援や見守りを充実するとともに, 子育てに関する親等への情報・学習機会の提供, 相談体制の充実をはじめ, 家庭へのきめ細やかな支援を行います。
 - ・ 相談, 通報等を通じて, 児童虐待の早期発見と早期対応に努めるとともに, 行政機関と民間支援団体のネットワークを活用した取組を促進し, 盛岡市要保護児童対策地域協議会との連携を図ります。
- 保護者等を対象とする教育の充実
 - ・ 児童虐待の防止等を図り, 児童の権利利益を擁護するため, 保護者等に対し児童虐待防止のための啓発に努めます。

イ 子ども・若者の福祉を害する犯罪対策

※福祉を害する犯罪とは, 「出会い系サイト規制法(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律)」, 「児童買春、児童ポルノ禁止法(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律)」などに関わる犯罪をいう。

- 相談体制の充実
 - ・ 福祉を害する犯罪に関する相談体制について, 行政機関と民間支援団体のネットワークを活用した取組を検討します。
- 予防啓発の実施
 - ・ 福祉を害する犯罪の被害を防止するため, 社会全体に対し啓発を行います。
 - ・ あらゆる暴力の加害者にも被害者にもならないよう, 子ども・若者に対し啓発を行います。

○ 保護体制の充実

- ・ 児童買春や性暴力被害を受けた子ども・若者を救済するため、関係機関と連携を図ります。
- ・ 18歳以上の若者を、福祉を害する犯罪被害や命の危険から回避させるため、緊急保護、一時保護、自立に向け、行政機関と民間支援団体のネットワークを活用した保護体制の構築を検討します。

ウ いじめ被害、自殺対策

○ 相談体制の充実

- ・ 学校において、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組や関係機関等と連携した取組等を促進するとともに、相談体制の整備を支援します。
- ・ 自殺予防や心の健康づくりに関する啓発事業や関係機関と連携した相談の充実、ゲートキーパー機能やアウトリーチ（訪問支援）の充実等により、自殺を選択しないための支援体制の充実を図ります。

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人をいう。

- ・ 18歳以上の若者を、いじめ被害や自殺等から命の危険を回避させるため、緊急保護、一時保護、自立に向け、行政機関と民間支援団体のネットワークを活用した保護体制の構築を検討します。

エ 虐待、犯罪被害者対策

○ 相談体制の充実

- ・ 虐待被害者は、検診、保育園、幼稚園、学校等あらゆる機会を通じて早期発見に努め、被害の防止と自己回復に向けた相談を目指します。
- ・ 犯罪被害者については、いわて被害者支援センター等と連携し、被害者の心の回復を図る、行政機関と民間支援団体のネットワークを活用した相談体制の構築を検討します。

○ 保護体制の充実

- ・ 18歳以上の若者を、虐待や犯罪被害から命の危険を回避させるため、緊急保護、一時保護、自立に向け、行政機関と民間支援団体のネットワークを活用した保護体制の構築を検討します。

【成果指標】市の施策により直接的に成果の向上を目指す指標

成果指標	単位	現状 (H25)	目標 (H36)	方向	方法
小学校における不登校の出現率（問題行動調査による）	%	0.19	0.19	→	庁内調査
中学校における不登校の出現率（問題行動調査による）	%	1.99	1.99	→	庁内調査
適応指導教室通級児童生徒の学校復帰率	%	41.2	50	↗	庁内調査
若者サポートステーションでの相談件数	件	3,010	3,010	→	庁内調査
補導件数	件	194	150	↘	庁内調査
子ども・若者に関する相談回数（少年相談、 （仮称）子ども・若者相談）	回	27	100	↗	庁内調査

【参考指標】市の施策により直接的に成果の向上を目指すことはできないが、進捗状況の目安となる指標

参考指標	単位	現状 (H25)	目標 (H36)	方向	方法
個別に支援が必要な児童生徒への対応として学校に配置する職員数（小・中学校）	人	70		→	庁内調査
児童虐待相談受理件数（岩手県児童相談所）	件	415		↘	県調査
児童虐待相談受理件数（盛岡市分）	件	178		↘	県調査
年齢階級別自殺者数（～19歳）	人	547		↘	内閣府，警察庁調査
年齢階級別自殺者数（20～29歳）	人	2,801		↘	内閣府，警察庁調査

基本目標 3

子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境を整えます【環境整備】

【基本施策】

(1) 社会全体で支える環境の整備

子ども・若者が健やかに成長できるように、家庭、地域、学校、行政、さらには企業など社会全体で育成支援と困難支援を行うための環境を整えます。

《施策の方向性》

ア 家庭、学校及び地域の連携強化

- 家庭教育の支援
 - ・ 学習機会や情報の提供、相談体制の充実等の地域の取組を支援します。
 - ・ 民生委員・児童委員等の地域の人材や、学校、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携を推進します。
 - ・ 家庭の教育力向上に向けた各地域の取組の活性化や家庭教育の大切さについての市民の理解を促進します。
- 家庭・地域と一体となった学校の活性化
 - ・ 「児童・生徒、家庭、学校、地域社会、行政の五者が連携を図り、それぞれの役割と責任を明確にしながら、地域の子どもは地域で育てる」教育振興運動を推進します。
(再掲)
- 教育・相談の体制や機能の充実
 - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用など、学校における相談体制の整備、充実を図ります。
 - ・ 子ども教育相談等により、児童・生徒の不登校や学習の悩み、非行、しつけなどの相談を実施します。

イ 多様な主体による取組の推進

- 相談体制の充実
 - ・ 複合的な困難を有する子ども・若者やその保護者等からの相談に応じ、行政機関と民間支援団体のネットワークを活用し、自立に向けた支援を実施できる相談拠点の構築を目指します。（再掲）
 - ・ 関係機関への紹介，その他の必要な情報の提供及び助言を行うことができる相談体制の構築を目指します。

- 民間団体等の育成支援の取組の促進
 - ・ 民間団体，有識者，行政機関等と連携・協力して，子ども・若者の育成支援に取り組む機運の醸成等に努めます。

- 多様な主体によるネットワークの構築
 - ・ 多様な主体による取組を支援するとともに，行政機関と民間支援団体のネットワークを構築し，情報や意見の交換，その他の必要な連携を図るための機会を設けます。

ウ 地域における多様な担い手の育成

- 青少年リーダー等の育成
 - ・ 青少年関係団体等において，社会の中核を担う青少年リーダーを育成するために行われている活動を支援します。
 - ・ 体験活動指導者等の養成・研修を推進します。

- 民間協力者の確保
 - ・ 子ども・若者支援にあたっている民間協力者について，幅広い世代・分野からの人材の確保に努めます。
 - ・ 職業的自立を目指す子ども・若者が就労しやすいよう，企業や個人事業主等との連携を推進します。

- 同世代による相談・支援
 - ・ 同世代又は年齢が近い世代の学生ボランティアによる，相談・支援を充実させます。
 - ・ 非行など問題を抱えた少年の自立を支援する青年ボランティアの活動を支援します。

-
- 子ども・若者自身のネットワークの形成支援
 - ・ 子ども・若者に対する支援を同世代の子ども・若者が行う等，子ども・若者自身のネットワークの形成や強化のため，情報提供等の支援を行います。

エ 子育て支援等の充実

- 子どもと子育てを応援する社会の実現に向けた取組
 - ・ 「盛岡市子ども・子育て支援事業計画」に基づき，子育て家庭等への支援，待機児童の解消に向けた保育や放課後対策の充実を含めた保育サービス等の基盤整備，地域における子育て支援等の施策を推進します。

オ 子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応

- 有害環境等への対応
 - ・ 新聞やテレビ，インターネット等のメディアを通じて取得した情報を，主体的に判断することができる能力を身に付け，情報が与える影響について理解し，情報化社会で適切に行動するメディアリテラシーに関する教育を推進します。
 - ・ いわゆる「青少年インターネット環境整備法」に基づき，青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動，フィルタリングの利用普及を推進します。
 - ・ ゲーム等の利用に係る親子のルールづくり等，家庭における取組を支援します。
 - ・ 携帯電話の利用実態の把握，学校における携帯電話の取扱いに関する方針の明確化，社会全体で見守る体制づくりを推進します。
 - ・ 出会い系サイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用に起因する子ども・若者の被害を予防する取組を推進します。
 - ・ 酒類やたばこの販売時における年齢確認の強化・徹底を要請するなど，関係業界への働きかけを行います。

【基本施策】

(2) 大人社会のあり方の見直し

子ども・若者は、ともに生きるパートナーであるという認識を持つとともに、仕事と家庭の調和を図るなど、これまで当然のこととして受け入れられてきた社会の仕組みの見直しを行う必要があります。

《施策の方向性》

ア ワーク・ライフ・バランスの実現

○ 就労環境の改善

- ・ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現して、家族や地域の中で充実した時間を持つことができるよう意識の浸透を図るとともに、就労環境を改善するため、関係機関と連携して企業に働きかけを行うなどの具体的な取組を進めます。

※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現により、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」となる。

イ 人権意識の向上

○ 命を大切にす活動の推進

- ・ 中学生、高校生が、親と同じような立場に立って実際に乳幼児と触れ合い、遊び、さらに進んで世話をするといった体験活動を推進します。
- ・ L G B Tなど性的少数者の多様な性のあり方について理解を深め、偏見・差別をなくすよう啓発に努めます。

○ 虐待等を行った保護者への対応

- ・ 家族の養育機能の強化を図るための支援を充実し、地区担当保健師や民生委員・児童委員等により、見守りと支援を強化します。
- ・ 保護者に対し、虐待に陥らないよう、未然防止の啓発に努めます。

○ 家族や地域の大切さについての理解促進

- ・ 「いわて家庭の日（毎月第3日曜日）」における啓発を通じて、家族や地域の大切さについての理解を促進します。

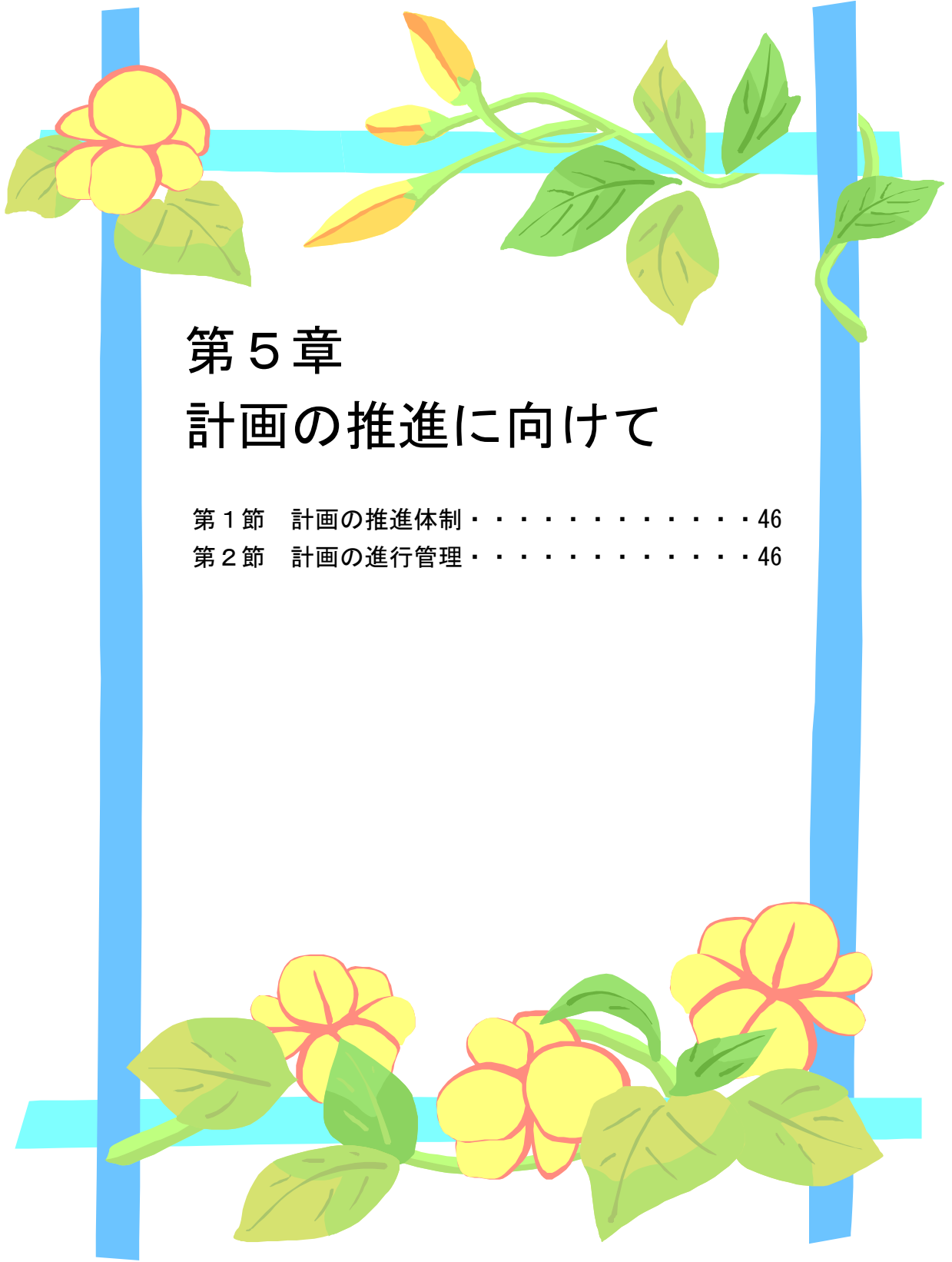
【成果指標】市の施策により直接的に成果の向上を目指す指標

成果指標	単位	現状 (H25)	目標 (H36)	方向	方法
もりおかユースネット ^(※) 登録数	件	—	30	↗	庁内調査
インターネット、携帯電話等に関する啓発回数（出前講座回数，DVD貸出件数）	回	4	12	↗	庁内調査
デートDV予防啓発講座受講人数	人	886	900	→	庁内調査
保育所の待機児童数	人	40	0	↘	庁内調査
赤ちゃんの駅DAKKOの設置施設数	箇所	70	70	→	庁内調査

(※)もりおかユースネットとは、市内で、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の支援を目指す活動をしている団体（法人及び任意団体）が登録を行い、相互の情報発信及び情報共有を行うネットワークである。

【参考指標】市の施策により直接的に成果の向上を目指すことはできないが、進捗状況の目安となる指標

参考指標	単位	現状 (H25)	目標 (H36)	方向	方法
有害図書設置箇所	箇所	3		↘	県調査
育児休業取得率（母親）国統計	%	83		↗	厚生労働省調査
育児休業取得率（父親）国統計	%	2		↗	厚生労働省調査
県内企業・事業所行動調査における育児休業取得率（母親）県統計	%	—		↗	県調査
県内企業・事業所行動調査における育児休業取得率（父親）県統計	%	—		↗	県調査



第5章 計画の推進に向けて

第1節	計画の推進体制	46
第2節	計画の進行管理	46

第1節 計画の推進体制

この計画に掲げる施策は、事業を担当する部局で実施されるものですが、効果的な施策の推進を図るために、「盛岡市子ども・若者行政推進連絡会議」において、各部局が実施する施策や事務事業との連携の確保や実施状況の把握、情報交換と共有を行い、庁内で一体として計画の推進を図ることとします。

また、地域、教育・福祉・医療・警察等関係機関のほか、市内の子ども・若者の育成支援に関わる民間団体やボランティアなど、多様な主体と連携しながら市民協働により計画を推進します。

第2節 計画の進行管理

この計画は、「盛岡市青少年問題協議会」の提言及び幅広い市民の意見・要望を尊重したものです。

計画推進にあたっては、盛岡市青少年問題協議会をはじめ広く市民の意見を尊重します。

また、計画の実効性を確保するために指標を設定し、進捗状況について調査・検証して盛岡市青少年問題協議会に報告するとともに、市民に公表します。